

## 消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果

### 1 現状

最近の生活経済事犯の特徴としては、家屋の屋根、土台等の点検を口実に不要なリフォーム工事を高額で行う点検商法等の特に高齢者を狙った悪質商法、生活の困窮につけ込むヤミ金融事犯、食品の偽装表示等の食の安全・安心に係る事犯等国民の消費生活を侵害する事犯が、国民の安全・安心を損なうものとして大きな問題となっている。

その検挙状況をみると、高齢者を狙った点検商法等は続発しており、平成20年中の特定商取引等に係る事犯の検挙は、142事件、279人と高い水準で推移し、その被害は3万3,833人、107億1,870万円に及んでいる。悪質商法の一態様である出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、金融商品取引法等の違反に係る事犯といった資産形成事犯の検挙は、年間10事件から20事件前後で推移しているが、平成20年の被害額等は、大型事件の摘発が相次いだことから過去5年間で最高の1,579億7,406万円に上った。平成20年中のヤミ金融事犯の検挙は437事件、860人で、前年に比べわずかに減少したが、その被害は14万1,394人、293億3,378万円に上ったほか、暴力団が関与する事件は全体の33.4%を占めた。食の安全・安心に係る事犯は近年増加しており、平成20年中の検挙は、37事件、91人で、中でも食品の産地等偽装表示事犯の検挙は16事件、57人と統計を取り始めた平成14年以降で最多となった。

これら事犯については、国民が日常生活を送る中で気付かないうちに巻き込まれる危険性が高く、中には、国民の生命・身体・財産に重大な被害を及ぼすものもあることから、国民は大きな不安感を抱いているものといえる<sup>1</sup>。

これらの事犯に対しては、これまでも行政庁と警察において相互に連携しながら対応に努めてきたところである。

しかし、消費生活侵害事犯の中には、行政処分を受けた事業者の役員等が別の会社を興すなどして商号を変え、同様の不適正な行為を繰り返して被害を生じさせるといった悪質な事業者によるものがみられる。このように行政による監督をものともせず犯行を繰り返すものや、組織的な犯罪者グループが巧妙な手口で消費者につけ込むものがみられ、従来の消費者行政の手法等では対処が困難になっている。また、これら事犯に対処するに当たっては、

---

<sup>1</sup> 平成20年10月に内閣府が実施した世論調査によると、この1、2年くらいの間に生じた消費者問題に関心があるかとの問に「ある」と答えた者の割合は82.0%。このうち、88.8%の者が「食中毒事故や食品添加物の問題など食品の安全性について」を、70.9%の者が「偽装表示など事業者による商品やサービスに関する偽りの情報について」を消費者問題に対して関心のある分野として挙げている(複数回答)。

違反行為に対する取締りだけでなく、早期の被害拡大防止を図ることも大切であるが、事業を監督する行政庁では比較的早期に把握している事案であっても、通常の警察活動では早期に把握することができないという場合もある。

昨今の景気情勢だけでなく、一部悪質事業者が根強く存在することを考えると、消費生活の安全を脅かす事犯は今後も続発することが懸念され、国民の安全・安心を確保するためには、政府が総力を挙げてこれら事犯に対して適切に対処することが求められている。

## 2 経緯

こうした現状を踏まえ、平成 20 年 12 月 22 日、犯罪対策閣僚会議において策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008—「世界一安全な国、日本」の復活を目指して—」（以下「新行動計画」という。）に「消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」が新たに盛り込まれた。その具体的項目として、①食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化、②事業者に対する指導監督等の強化、③悪質商法による消費者被害の防止、④ヤミ金融事犯対策の推進、⑤模倣品・海賊版対策の推進が明記されている。

同日、新行動計画の具体的推進方策を検討するため、内閣官房内閣審議官を議長とし、関係省庁の課長級を構成員とする「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）が設置された。ワーキングチームでは、学識者や関係省庁からのヒアリング等を行うなど、精力的な検討を行った。

## 3 ワーキングチームにおける検討

ワーキングチームにおける検討の結果、国民の安全・安心を確保するため、次のような方向で消費生活を脅かす事犯に対処することとした。

なお、本ワーキングチームにおける検討結果については、必要に応じて検証・見直しを行うこととする。

### (1) 取組の方向性

消費生活を脅かす事犯は、国民の日常生活に密着した中で、専門知識を有しない消費者を対象として、悪質巧妙な手口を様々に変化させながら敢行されるものであることから、被害を認知するまでに日数を要し、短期間のうちに被害が拡大することが少なくない。社会情勢に応じて変化することの種事犯に対処し、国民の消費生活における安全・安心を確保するためには、事案の早期把握、被害拡大防止に向けた迅速かつ機敏な対応について、

行政庁が消費者団体等の関係団体と緊密な連携を図りつつ、政府一丸となって取り組むことが極めて重要である。

今後設置される消費者庁は、消費者の視点で政策全般を監視し、消費者を主役とする政府の舵取り役として、消費生活侵害事犯を含む消費者事故等に係る情報を一元的に集約し、自ら所管する法律による迅速な対処、所管府省庁への対応の要求、消費者への注意喚起等消費者行政を一元的に推進するものであるが、他の既存の行政庁や警察においても、消費者庁との連携を密に図るとともに犯罪として取り扱うべきものについては厳正に対処するなど消費者保護の観点からの取組を一層強化することが求められている。

特に悪質なものを警察が検挙すべきことはもちろんであるが、様々な事業者の監督に当たっている行政庁において、適切に調査し、必要な行政処分を行い、また、警察と適切な連携を図ることにより、これらの犯罪を未然に防止し、あるいはその拡大を防ぐ責任があるといえる。消費者行政の一元化を図るために設置される消費者庁との緊密な連携の下、行政庁や警察といった関係機関間において早期の情報共有を図り、事案の早期把握及び被害拡大防止に向けた迅速かつ機敏な対応を行うこととなる。そして、行政庁においては、関係機関間において共有された情報に基づき事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性等を総合的に勘案して、行政手続により適正に対応するとともに、告発手続についても、適正かつ迅速に行うこととする。また、警察においては、告発を受け、又は必要に応じて告発を待たずに、迅速に捜査を遂行し、事件検挙を図ることとする（別添資料参照）。

そこで、行政庁と警察それぞれが効果的に役割を全うできる体制づくりが急務となっており、

- 行政庁において事態を早期に把握し、対処する能力の向上
- 行政庁と警察との連携を迅速かつ確実に図るための現場レベルでの連携体制の確立
- 情報を得た警察において早期検挙することができる取締体制の整備を図る必要がある。

## (2) 取り組むべき重点

### ア 行政庁において事態を早期に把握し、対処する能力の向上

消費者庁設置後は、消費者事故等の発生に関する情報が消費者庁に集約されることになるが、消費生活を脅かす事犯の早期把握及び被害拡大防止に向けた迅速かつ機敏な対応について、第一線にある行政庁において、事態を早期に把握し、対処する能力の向上を図る。

任意であっても緊張感をもった調査は可能であることから、立入調査で得た資料や事業者の供述の矛盾点を追及するなどして、違反事実の認定に資する裏付けを確実に取得することや、行政処分後に事業者による事業の改善状況を確認し、その状況に応じた措置を追加的に講ずるなど行政処分の実効性を高めることに配慮した強力な行政調査や行政処分の執行事例や手順を共有するなど、悪質事業者にも対抗できる行政調査・行政処分のノウハウの蓄積や浸透を図り、行政庁における法執行の強化を図る。

このような実際の法執行に当たる行政庁の人的基盤の充実、例えば、事業者に対する行政調査や行政処分を担う国の地方機関や都道府県の担当部局に行政調査を専従で行う調査チームを設置するなど、行政庁の組織や体制の整備も重要である<sup>2</sup>。

事業者自身や事業者団体も健全な社会を構成する一員としての責任を有しており、事業者の法令違反による信用失墜が事業の存続に大きな影響を与えることになりかねない。そこで、事業者自身や事業者団体による法令遵守に向けた取組を促進することにより、消費生活の安全を確保する方法についても工夫する。

中長期的課題として、対象事業の許可や登録の有無が不明である事案に対する適切な行政措置や、悪質事業者を念頭に置いた実効ある行政措置を可能とする規定を整備するなど、行政上の義務履行を実効的に確保し、行政庁による柔軟かつ機動的な対応を可能とし得る方策について多面的・複眼的に検討する。

## イ 行政庁と警察との連携を迅速かつ確実に図るための現場レベルでの連携体制の確立

消費者庁設置後は、他の行政庁や警察においても、消費者庁との連携を緊密にすることになるのは当然であるが、従来からの行政庁と警察との連携を一層強化することも重要である。

各機関に寄せられる相談や苦情は、消費生活を侵害する事犯についての断片的情報に過ぎないことが多く、また、多くの被害者の関心事は被害回復であって必ずしも犯人に対する処罰意思につながらないことから警察に対する被害申告がなされにくい。事案全体を早期に把握するため、関係機関間における情報交換を随時行い、それぞれの機関が有する情報

---

<sup>2</sup> 東京都では、悪質事業者を取り締まるため、指導・処分を迅速に行う「特別機動調査班」を設置している。特別機動調査班には、警察官OBを含む専任の職員を配置し、捜査経験を生かした強力な法執行に当たっている。

の集約・突合を図る。

関係機関間の情報交換を効率的に行うため、行政庁の相談・苦情受理窓口で情報が寄せられた場合、当該情報を受理した行政庁において、事実関係、情報の信頼性等に関する基礎調査を行っておくことが求められる。

特に悪質な事案については、情報を把握した早期の段階から警察と連絡を取り、十分な事前準備と秘密保持の下、告発することを念頭に置き対応を検討する。

こうした行政庁と警察との緊密な連携を図るため、都道府県等といった地域レベルで関係機関の責任者や実務担当者を構成員とする協議会を設置し、定期的な情報交換を行うとともに、突発事案が発生した場合は臨時の会合を開催し、情報の共有と対応方針の検討を行うなど、現場レベルで実質的に機能する協力の枠組みを構築する。

#### ウ 情報を得た警察において早期検挙することができる取締体制の整備

行政庁から悪質性の高い事案として警察に情報が寄せられた場合、迅速な被害拡大防止を図るためにも、警察において早期検挙することができる取締体制を整備する。

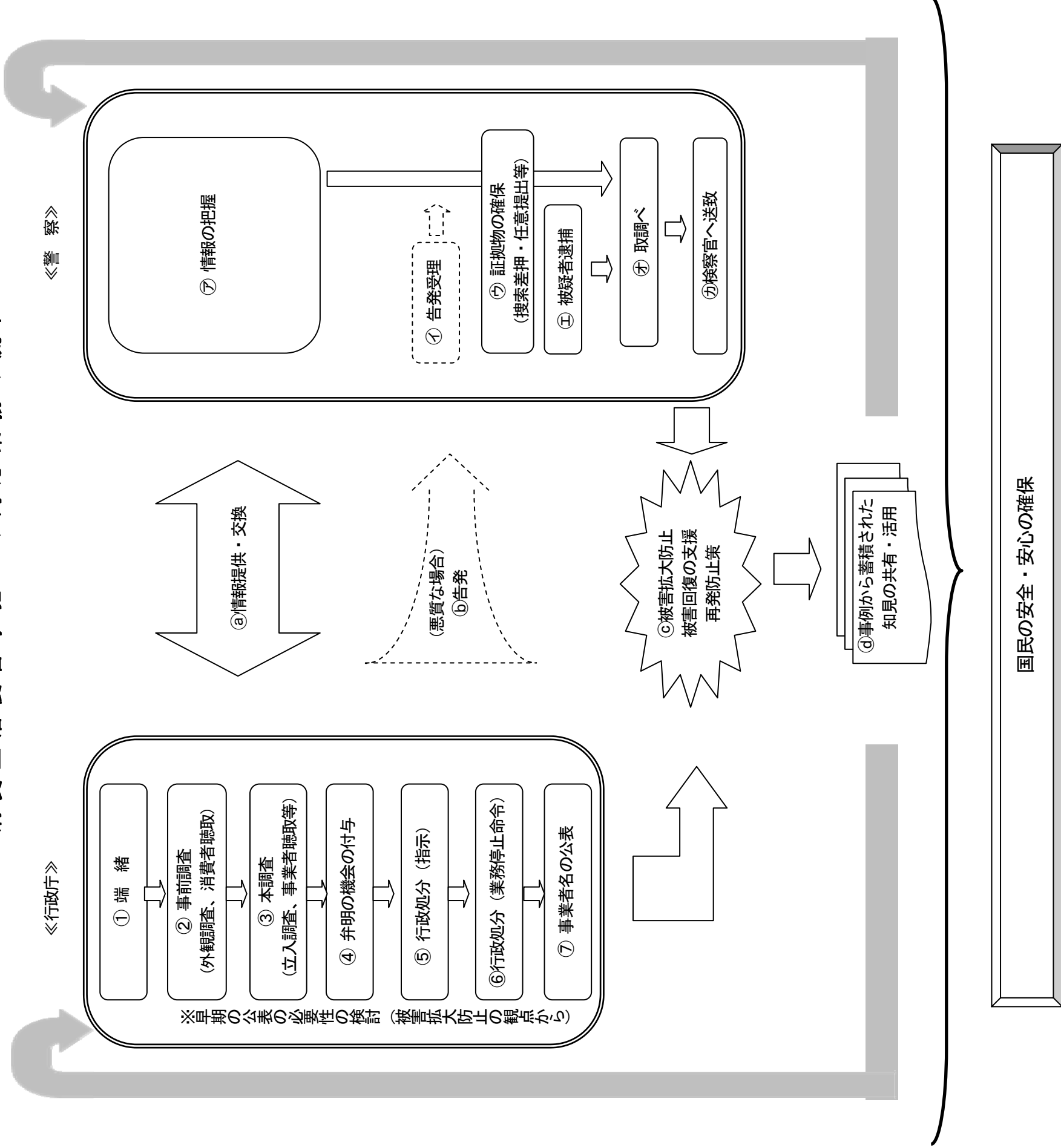
食の安全・安心に係る事犯等その取締りについてのノウハウが十分に蓄積されていない新たな事犯についても迅速・的確な対応を図られるよう、検挙事例の分析や捜査手法の研究を行うなど対処能力の向上を図る。

また、組織的に敢行され、悪質巧妙な手口が多岐にわたる悪質商法、ヤミ金融等について、集中取締本部による悪質な事犯に重点を置いた取締りの強化やこの種事犯の捜査特有の専門知識や技能の向上を図るなど取締能力を強化する。

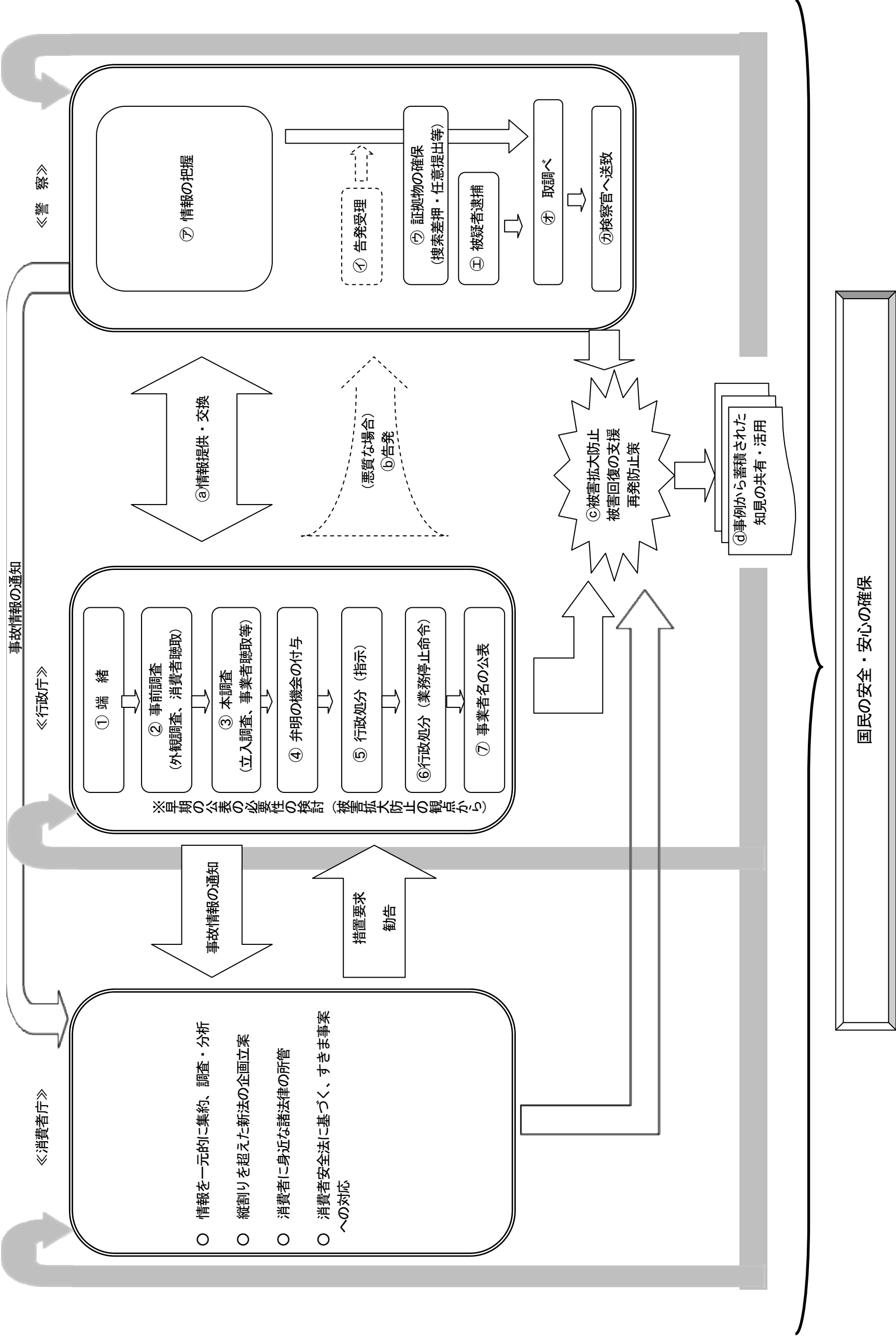
警察官の大量退職・大量採用時代を迎え、熟練した捜査技術を持つベテラン捜査員が次々に退職するなどしていることから、捜査力の低下を招かないよう、若手捜査員の早期育成を図る。

また、地域住民等から各種情報や相談が寄せられ、消費生活を脅かす事犯の端緒情報を得る機会が多く、被害拡大防止に向けた対応の第一線にあつて重要な役割を担うなど、国民の身近な安全を担う警察署の捜査力等の強化を図る。

# 消費生活侵害事犯への対応業務の流れ



# 消費生活侵害事犯への対応業務の流れ（消費者庁設置後）



## 《行政庁》

### ① 端緒

- \* 苦情・相談受理窓口寄せられた情報や関係機関・団体等から提供された情報を端緒に、調査を開始する。
- \* 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- \* 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、被害拡大防止の観点から、早期の公表の必要性について検討する。また、市町村、都道府県、国の所管行政庁等関係行政機関間の早期の情報共有を図る。

### ② 事前調査（外観調査、消費者聴取）

- \* 端緒情報に基づき、事業所の外観調査、消費者からの聞き取り等により、事実関係、違法状態の有無等について確認する。
- \* 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- \* 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、被害拡大防止の観点から、早期の公表の必要性について検討する。また、市町村、都道府県、国の所管行政庁等関係行政機関間の早期の情報共有を図る。

### ③ 本調査（立入調査、事業者聴取等）

- \* ①②により得た情報に基づき、立入調査、事業者からの聞き取り等により、更に詳細な事実関係等について調査する。
- \* 立入調査、事業者からの聞き取り等に当たっては、違反事実の有無、状況等の確実な把握に努め、事後の行政処分の基礎となる事実認定に必要な資料・情報の収集を行う。
- \* 事案に応じて、事業者が違反事実に関する資料等を隠匿・処分するなどして正確な事実関係の調査に支障が生じることのないよう、対象事業者に事前通知することなく立入調査を実施する。
- \* 違反行為を把握した場合には、相手方の任意の協力を前提とする行政指導を漫然と繰り返すことなく、被害拡大防止の観点から、速やかに行政処分に向けた手続を開始するなど、厳正に対処する。
- \* 必要に応じ、立入調査の拒否等があった場合の事件化を念頭に置き、適切な対応をとる。



- 立入調査を行う際、相手方に対し、立入調査の拒否等に対しては刑罰が科され得ることを明示する。
- 立入調査の実施状況を写真撮影するなど客観的な記録化に努める。
- \* 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- \* 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、被害拡大防止の観点から、早期の公表の必要性について検討する。また、市町村、都道府県、国の所管行政庁等関係行政機関間の早期の情報共有を図る。

#### ④ 弁明の機会の付与

- \* ③の結果、何らかの不利益処分を行おうとする場合は、聴聞又は弁明の機会の付与の手続をとる。(行政手続法第13条)

#### ⑤ 行政処分（指示）

- \* ③④に基づき、違法状態の是正に向けた行政処分（指示）を行う。
- \* 行政処分（指示）は、処分（指示）を受ける者、処分（指示）権者、処分（指示）の日付、処分（指示）内容、処分（指示）事項の履行期限、処分（指示）に従わない場合の措置等を明記した書類を処分（指示）の名あて人に直接手交して行うなど、法律に基づく権限行使であることを明確にし、処分（指示）を受ける者による処分（指示）事項の履行を確保する。
- \* 必要に応じ、行政処分（指示）違反等があった場合の事件化を念頭に置き、適切な対応をとる。
- \* 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- \* 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、被害拡大防止の観点から、早期の公表の必要性について検討する。また、市町村、都道府県、国の所管行政庁等関係行政機関間の早期の情報共有を図る。

#### ⑥ 行政処分（業務停止命令）

- \* ⑤の行政処分（指示）によっても改善がみられない場合等は、業務停止命令等の行政処分を行う。
- \* 行政処分（業務停止命令）は、処分（業務停止命令）を受ける者、処分（業務停止命令）権者、処分（業務停止命令）の日付、処分（業務停止命令）内容、処分（業務停止命令）事項の履行期限、処分（業務停止命令）に従わない場合の措置等を明

記した書類を処分（業務停止命令）の名あて人に直接手交して行うなど、法律に基づく権限行使であることを明確にし、処分（業務停止命令）を受ける者による処分（業務停止命令）事項の履行を確保する。

- \* 必要に応じ、行政処分（業務停止命令）違反等があった場合の事件化を念頭に置き、適切な対応をとる。
- \* 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- \* 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、被害拡大防止の観点から、早期の公表の必要性について検討する。また、市町村、都道府県、国の所管行政庁等関係行政機関間の早期の情報共有を図る。

#### ⑦ 事業者名の公表

- \* 必要に応じ、⑥の行政処分（業務停止命令）を行った場合は、事業者名等を公表する。
- \* 悪質性の高いものや犯罪に関係するものについては、早期の警察への情報提供を検討する。
- \* 事業者名を公表する場合は、事後の捜査に支障を及ぼすことのないよう、公表のタイミングについて警察と十分協議する。

## 《警察》

### ㊦ 情報の把握

- \* 警察の相談窓口寄せられる情報や関係機関からの情報等に基づき基礎調査を開始する。
- \* 犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する。
- \* 端緒情報に基づき、買受捜査、鑑定、関係者からの事情聴取等を通じて事実関係の調査を行い、事件性の有無、緊急性の程度、捜査方針について検討する。
- \* 捜査の着手については、犯罪の軽重及び情状、犯人の性格、事件の波及性及び模倣性、捜査の緩急等諸般の事情を判断し、捜査の時期又は方法を誤らないように注意する。
- \* 捜査を行うに当たっては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者その他事件の関係者の名誉を害することのないように注意する。
- \* 事件性の乏しいものなどについては、早い段階で行政庁に情報を提供し、対応を求める。
- \* 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、関係行政機関間の情報共有を図る。
- \* 関係機関への照会、関係者からの事情聴取、関係者の供述を裏付ける資料の収集・分析等を行うなど、犯罪の立証に必要な情報・証拠資料を収集する。

### ㊧ 告発受理

- \* 告発を受理する前後を通じて行政庁と緊密な連携を図る。
- \* 行政庁からの告発の受理に当たっては、犯罪事実が特定されているか、必要事項が告発状に記載されているか、必要な疎明資料等がそろっているかなどについて確認し、必要に応じ、告発状の記載内容の修正、疎明資料の追加等を求める。行政庁からの告発状と疎明資料等により告発を受理し、申告された犯罪事実について捜査を行う。
- \* 告発された犯罪事実以外に適用される犯罪について検討する。

### ㊨ 証拠物の確保（捜索差押・任意提出等）

- \* 捜索、差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たっては、捜査に必要なかつ十分な範囲を定め、捜索すべき場所、身体若しくは物、差し押さえるべき物、検証すべき場所、身体若しくは物又は検査すべき身体の部位等を明確にして行う。
- \* 捜索、差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たっては、被疑者供述調書、参考人供述調書、捜査報告書その他犯罪の捜査のため当該処分を行う必要があること

を疎明する資料を添えて行う。証拠の散逸等を避けるため、秘密の保持に留意するとともに、捜索・差押えを行うため必要な態勢を整え、適時、捜索・差押えを実施する。

- \* 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、幅広い情報収集を行い、事態の早期把握に努めるとともに、関係行政機関間の情報共有を図る。

#### ⑤ 被疑者の逮捕

- \* 逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を十分に検討して、慎重かつ適正に運用する。
- \* 逮捕を行うに当たっては、あらかじめ、その時期、方法等を考慮する。
- \* 事件広報については、捜査上支障のない範囲で、適時かつ正確に行う。
- \* 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、関係行政機関間の情報共有を図る。

#### ⑥ 取調べ

- \* 被疑者等を取り調べ、事実関係、犯行の動機・背景等を明らかにする。
- \* 取調べに当たっては、予断を排し、被疑者その他関係者の供述、弁解等の内容だけにとらわれることなく、あくまで真実の発見を目標として行う。
- \* 取調べにより被疑者の供述があったときは、その供述が被疑者に不利な供述であると有利な供述であるとを問わず、直ちにその供述の真実性を明らかにするための捜査を行い、物的証拠、状況証拠その他必要な証拠資料を収集するようにする。
- \* 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案である場合には、関係行政機関間の情報共有を図る。

#### ⑦ 検察官へ送致

- \* 犯罪の捜査をしたときは、刑事訴訟法に特別の定めのある場合等を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致する。

## 《行政庁と警察との連携》

### ④ 情報提供・交換

- \* 行政庁と警察との間での情報提供・交換は、行政庁における対応①～⑦、警察における対応⑧～⑩のいずれの段階においても必要に応じて行う。特に、行政庁において情報を得た早期の段階で捜査の対象とすべきと考えられるものについては、迅速に警察に情報提供するよう配慮する。また、警察において、事件性の乏しい事案に関する情報を把握した場合は、早い段階で行政庁に情報を提供するよう配慮する。
- \* 人の生命・身体に重大な影響を与える被害が広域的に発生しているなど、特異な事案については、行政庁と警察との間で緊密な情報交換が図られるよう配慮する。
- \* 対応の各段階において行政庁と警察との間での情報提供・交換を行うことのメリットは、
  - 一機関に寄せられた断片情報であっても、関係機関間で共有し、突合することにより、早期の事案の全容把握に資することとなること
  - 一機関では対応が困難な場合であっても、共通の事実認識に基づき、関係機関が役割分担することにより、最も適切な対応方針を選択することが可能になること
  - 早期の段階から情報を共有することにより、行政庁や警察における迅速な対応が可能になることが挙げられる。
- \* 行政庁と警察との間での情報提供・交換を行う際には、例えば、被疑者側に捜査状況を察知され、証拠の隠滅や逃走を図られるなど事後の対応に支障を及ぼすことのないよう留意する必要がある。

### ⑤ 告発

- \* 告発とは、告訴権者以外の第三者から捜査機関に対してなされる犯罪事実の申告及びこれに基づく犯人の処罰を求める意思表示をいう。行政庁においては、事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性等を総合的に勘案して、行政手続により適正に対応するとともに、告発手続についても、適正かつ迅速に行う。
- \* 適切に告発を行うため、申告の対象となる犯罪事実について、六何の原則（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうやって）に従って明確化した違反事実や犯人の処罰を求める旨を記載した告発状を提出する。この際、告発に至る経緯や犯罪事実を疎明する資料の写しを添付する。
- \* 告発がなされた場合には警察において捜査が開始されることとなる。
- \* 行政庁から警察に告発した旨を広報等することにより、事後の捜査に支障を及ぼすことのないよう、そのタイミングについて警察と十分協議する。

㉓ 被害拡大防止・被害回復の支援・再発防止策

- \* 全国的な被害の拡大が予想される新たな手口を把握した場合等には、行政庁と警察との間において、国民の注意を喚起し、被害の拡大を防止するための広報の必要性について検討する。
- \* 行政庁による行政措置や警察による検挙が直ちに行えない場合であっても、被害拡大防止の観点から、違反者に対する警告を行うなど当該違反行為を中止させるための措置について検討する。
- \* 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律や犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づく措置を教示するなど、被害者による被害回復をできるだけ積極的に支援する。
- \* 国・地域レベルで設置されている連絡会議等の場を有効に活用し、事犯発生の背景・原因等の分析を加え、再発防止に向けた方策の検討等を行う。
- \* 消費者事故等の発生に関する情報を一元的に集約することとなる消費者庁との緊密な連携を図る。

㉔ 事例から得られた知見の共有・活用

- \* 行政庁や警察において個々の事例に対応する中で顕在化した制度運用上の問題点や行政庁と警察との連携上の問題点について情報交換するとともに、改善策を検討し、必要な措置を講じる。
- \* 行政庁や警察において個々の事例に対応する中で得られたノウハウや対応上の留意事項を知見として蓄積し、以降の対応において活用する。
- \* 行政庁や警察において蓄積された知見についての情報交換を行い、その共有を図る。その共有の場として、国・地域レベルで設置されている連絡会議等を有効に活用する。

## 告 発 状 (例)

告発人

東京都千代田区霞が関・・・  
経済産業省〇〇〇課長  
〇〇 〇〇

被告発人

東京都〇〇区・・・・・・・・・・  
株式会社 △△社  
(代表取締役 甲野 一郎(仮名))  
東京都〇〇区・・・・・・・・・・  
株式会社△△社社員  
乙野 二郎(仮名)  
東京都〇〇区・・・・・・・・・・  
株式会社△△社社員  
丙野 三郎(仮名)

上記被告発人の所為は、特定商取引に関する法律に違反しているため、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定に基づき、告発し厳罰を求めます。

### 記

#### 1 告発の趣旨

被告発人の下記所為は、特定商取引に関する法律第 6 条第 1 項に違反し、同法第 70 条第 1 項及び第 74 条第 2 号に該当することから、厳罰を求めるため告発する。

#### 2 告発事実

被告発人△△社(代表取締役甲野一郎)は、東京都〇〇区・・・に登記簿上の本店を置き、浄水器の販売事業を行っているものであり、被告発人乙野二郎及び丙野三郎は、△△社社員として消費者方を訪問し、浄水器の売買契約の締結について勧誘し、当該契約を締結する業務を行っているものであるが、

第 1 平成 21 年 5 月〇日午前 9 時 00 分ころ、氏名不詳の男が A 方に電話し、「水道の浄化装置の点検に行きます。点検は無料ですので安心してください。」と申し向け、A の承諾を得た上で、同日午後 3 時 00 分ころ、前記乙野二郎及び丙野三郎が A 方を訪れ、応対に出た A に対して、「以前お宅を担当していた会社から点検を引き継がれました。無料で浄化装置

の点検を行います。」と告げ、乙野二郎らが水道管の浄化装置付近や家屋を見回った上で、丙野三郎が「水道管の中に亀裂があり、細かい錆びが水の中に流れ出てますよ。このままでは有害な水となり、健康が害されますよ。」と、当該浄水器の売買に係る契約を必要とする事情について、実際にそのような事実がないにもかかわらずあたかもあるがごとく不実の事実を告げ、同日午後3時40分ころ、浄水器販売名目で代金110万円の契約を締結し

第2 平成21年5月○日午前9時05分ころ、氏名不詳の男がB方に電話し、「水道の浄化装置の点検が無料です。夕方ころに伺います。」と申し向け、Bの承諾を得た上で、同日午後4時00分ころ、前記乙野二郎及び丙野三郎がB方を訪れ、応対に出たBに対して、「以前お宅を担当していた会社から点検を引き継がれました。無料で浄化装置の点検を行います。」と告げ、乙野二郎らが水道管の浄化装置付近や家屋を見回った上で、丙野三郎が「水道管の中に亀裂があり、細かい錆びが出ています。一般の方はわかりにくいですが、既に水道から流れ出てます。有害な水は健康を害します。」と、当該浄水器の売買に係る契約を必要とする事情について、実際にそのような事実がないにもかかわらずあたかもあるがごとく不実の事実を告げ、同日午後4時40分ころ、浄水器販売名目で代金120万円の契約を締結し

第3 平成21年5月○日午前9時10分ころ、氏名不詳の男がC方に電話し、「水道の浄化装置の点検が無料です。近所を回ります。夕方ころに伺います。」と申し向け、Cの承諾を得た上で、同日午後4時55分ころ、前記乙野二郎及び丙野三郎がC方を訪れ、応対に出たCに対して、「以前お宅を担当していた会社から点検を引き継がれました。無料で浄化装置の点検を行います。」と告げ、乙野二郎らが水道管の浄化装置付近や家屋を見回った上で、丙野三郎が「水道管の中に亀裂があり、細かい錆びが出ていますよ。有害な水は体によくありません。」と、当該浄水器の売買に係る契約を必要とする事情について、実際にそのような事実がないにもかかわらずあたかもあるがごとく不実の事実を告げ、同日午後5時30分ころ、浄水器販売名目で代金130万円の契約を締結し

たものである。

### 3 適用法条

特定商取引に関する法律違反 同法第6条第1項第6号、同法第70条第1項、同法第74条第2号



#### 4 告発に至った経緯等

##### (1) 端緒

(本件の端緒となる情報の内容、それを入手した際の状況等について具体的に記載する。)

##### (2) △△社の役務

△△社の役務は、特定商取引に関する法律施行令(昭和 51 年政令第 295 号)第 3 条第 3 項に規定する別表第 3 の第 14 号に掲げる役務に該当し、本件役務の提供は特定商取引法第 2 条第 1 項に規定する訪問販売に該当する。

##### (3) 消費者からの聴取

(経済産業局等において実施した、消費者らからの事情聴取時の状況、聴取内容等について具体的に記載する。)

##### (4) 立入検査

(経済産業局等において実施した立入検査時の状況(現場の状況、事業者の対応状況等)について具体的に記載する。)

##### (5) 代表取締役らの事情聴取状況

(経済産業局等において実施した代表取締役らからの事情聴取時の状況、聴取内容等について具体的に記載する。)

##### (6) 業務停止命令書等の手交

平成 21 年 4 月 25 日午後 2 時 25 分、〇〇経済産業局〇〇係長が△△社を訪れ同事務所にいた乙野二郎に対して、特定商取引に関する法律における「業務停止命令書(業務停止〇か月)」及び「指示書」を差し出したところ、乙野二郎は

「こんなもの、いらねえよ。」

と一旦受領を拒否したが、再三にわたり説明したところ、

「受け取ればいいんだろ。」

と渋々受領に応じたことから、同日午後 2 時 54 分、乙野二郎の作成した受領を受けた。

#### 5 △△社の行為の悪質性

(違反行為を反復しているなど悪質性を具体的に記載する。)

6 添付資料

(記載事実を裏付ける資料を添付する。)

平成 21 年 6 月〇日

上記告発人

経済産業省〇〇課長

〇〇 〇〇 印

警視庁〇〇警察署長

警視 〇〇 〇〇 殿

## 告 発 状 (例)

告発人

農林水産省〇〇農政局長・・・  
〇〇 〇〇

被告発人

〇〇県〇〇市・・・・・・・・・・  
株式会社 △△食品  
(代表取締役 甲野 一郎)

上記被告発人の所為は、農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に違反しているため、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定に基づき、告発し厳罰を求めます。

### 記

#### 1 告発の趣旨

被告発人の下記所為は、農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 23 条の 2 に該当することから、厳罰を求めるため告発する。

#### 2 告発事実

被告発会社△△食品は、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号に登記簿上の本店を置き、食肉の加工、販売を営むものであり、被告発人甲野一郎は〇〇食品の代表取締役として、その業務全般を掌理統括するものであるが、同社の業務に関し、平成〇年〇月ころから平成〇年〇月ころまでの間、上記場所において外国産牛肉〇キログラムをビニール袋〇パックに梱包した上、かつ、「原産地〇〇（国内の地名）産」と表示したラベルを貼付し、上記牛肉が〇〇産の牛肉である旨表記して、飲食料品である商品の原産地について虚偽の表示をし、同年〇月〇日ころから同年〇月〇日ころまでの間、前後〇回にわたり、〇〇商店ほか〇〇社に対し、上記虚偽表示をした牛肉のうち合計〇〇パック（合計〇〇キログラム）を代金合計〇〇万円で販売したものである。

#### 3 適用法条

農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律違反

同条 第 23 条の 2

同条 第 19 条の 13 第 2 項

#### 4 告発に至った経緯等

- (1) 端緒  
(本件の端緒となる情報の内容、それを入手した際の状況等について具体的に記載する。)
- (2) 端緒となる情報提供者からの事情聴取  
(農政事務所等において実施した、端緒情報提供者からの事情聴取時の状況、聴取内容等について具体的に記載する。)
- (3) 任意調査の実施  
(農政事務所等において実施した任意調査時の状況(現場の状況、事業者の対応状況等)について具体的に記載する。)
- (4) 立入調査の実施  
(農政事務所等において実施した立入調査時の状況(現場の状況、事業者の対応状況等)について具体的に記載する。)
- (5) 被告発人(甲野一郎)らからの聴取  
(農政事務所等において実施した被告発人らからの事情聴取時の状況、聴取内容等について具体的に記載する。)
- (6) 虚偽表示商品の特定について  
(特定した偽装表示商品の商品名、製造者、販売者、取引数量等について具体的に記載する。)
- (7) 違反数量の特定について  
(違反数量を特定した状況について具体的に記載する。)
- (8) 行政指導内容  
平成〇年〇月〇日に被告発人に対して行政指導を行った。  
指導の内容は以下のとおり。  
ア △△食品が加工、販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品を発見した場合には、速やかに適正な表示に是正した上で販売すること。  
イ △△食品が販売した食品に基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、△△食品における食品表示に関する認識が著しく欠如していたこと及び品質表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。  
ウ イの結果を踏まえ、△△食品における品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の

強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。  
エ △△食品の全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。

(9) 指導経過

〇〇農政事務所は平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日の延べ5回にわたり任意調査及び立入検査を行った結果、事情聴取及び関係書類から上記の違反事実を確認し、行政指導を実施したが、平成〇年〇月〇日現在、虚偽表示販売が改善されていない状況にある。

5 情状等に関する意見

(違反行為を反復しているなど悪質性を具体的に記載する。)

6 添付資料等

(記載事実を裏付ける資料を添付する。)

平成〇年〇月〇日

上記告発人

農林水産省〇〇農政局長

〇 〇 〇 〇

〇〇県〇〇〇警察署長

警視 〇〇 〇〇 殿